

令和4年度 環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付要綱

令和4年3月29日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、環境マネジメントシステム認証の審査・認証を受ける際に要した費用の一部を助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図ることを目的とする。

(助成対象・助成対象外)

第2条 環境マネジメントシステム認証とは次に掲げるものであって、令和4年度（申請受付期間中）及び令和4年3月11日以降に取得又は継続し、令和4年4月1日以降に支払いを完了したもので兵庫県内の会員を対象とする。

- (1) 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- (2) 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO14001 認証制度に基づく認証
- (3) 環境省が策定したエコアクション 21 認証制度に基づく認証
- (4) 前各号に掲げるもの他、これらに準ずるものとして兵ト協が認定する認証等
- (5) 中間審査は対象外とする。
- (6) 書類審査のみは対象外とする。

(助成額及び上限)

第3条 助成金の交付額は5万円とし、1事業年度1回の交付を限度とする。

(助成金の申請手続き)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1「令和4年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成事業実績報告書」を、別に定める期日までに兵ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(受付期間)

第5条 申請受付は令和5年3月10日をもって終了するものとする。但し、助成額が予算額に達した場合は、締切日前であってもその時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 兵ト協は、会員事業者から第4条の「令和4年度 環境マネジメントシステム認証取得促進助成事業実績報告書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第7条 兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

第8条 本要綱は、令和4年4月1日より適用する。